

## 三原市建設工事余裕期間制度適用契約実施要領

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、三原市が発注する建設工事の一部において、落札者が決定した日の翌日から三原市があらかじめ設定した工事着手期限日までの期間(以下「余裕期間」という。)内で受注者が建設工事に着手することができる契約(以下「余裕期間制度適用契約」という。)の実施について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 余裕期間制度適用契約は、三原市がこれを適用することが有利であると判断した工事に適用するものとする。

(余裕期間制度適用契約の入札公告)

第3条 余裕期間制度適用契約については、次条で定める方式のいずれであるか、工事着手期限日、工事完成期限日、その他必要な事項を入札公告で明示するものとする。

(余裕期間制度適用契約の種類)

第4条 余裕期間制度適用契約は次の3種類とし、いずれの方式の場合も、別紙様式により三原市に工事着手予定日及び実工事終期を申し出るものとする。

(1) 発注者指定方式

余裕期間内で工期の始期を三原市があらかじめ指定する方式。

(2) 任意着手方式

三原市が工事着手期限日及び工事完成期限日を入札公告で明らかにし、落札者は契約するまでに三原市に工事着手予定日及び実工事終期(工事着手予定日から工事完成期限日までの日数(以下「実工期」という。)を加算した日)を申し出る方式。ただし、実工事終期が閉庁日(日曜日、土曜日、祝日又は12月29日から1月3日まで)となる場合は、その翌日を実工事終期とする。

(3) フレックス方式

任意着手方式のうち、実工事終期について、受注者が工事完成期限日までの日を任意に決定し三原市に申し出る方式。

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は、余裕期間を実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で設定するものとする。ただし、災害復旧工事についてはこの限りではないものとする。

(工事費)

第6条 工事費の積算は、工事着手期限日から工事完成期限日までの日数を工期として積算するものとし、余裕期間の利用により通常工期を超えた期間に係る積算上の割り増しは、行わないものとする。

2 余裕期間制度適用契約とすることにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(技術者等の配置)

第7条 受注者は、余裕期間制度適用契約工事に配置する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者等（ただし、監理技術者補佐を置く場合はこれを含む。）を契約時に三原市に届け出て、工事着手日から工事現場に配置しなければならない。

(契約保証)

第8条 契約保証の期間は、契約日から実工事終期までとする。

(前払金)

第9条 余裕期間制度適用契約に対する前払金は、工事着手日より前に支払いを請求することができないものとする。

(工事着手日前の取扱い)

第10条 契約日から工事着手日までの期間における余裕期間制度適用契約の工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することができないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(様式)

令和 年 月 日

三原市長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

## 工事着手予定日及び実工事終期届出書

次のとおり工事着手予定日及び実工事終期を届出ます。

### 1 工事及び工期について

1	工 事 名		
2	工事場所		
3	本工事の余裕期間制度適用契約 の方式（入札公告による） （該当する番号に○）	1 発注者指定方式 2 任意着手方式 3 フレックス方式	
4	工事着手	工事着手期限日（入札公告）	工事着手予定日（予定の始期）
		令和 年 月 日	令和 年 月 日
5	工事終期	工事完成期限日（入札公告）	実工事終期（予定の終期）
		令和 年 月 日	令和 年 月 日

### 2 注意事項

- (1) 発注者指定方式の場合「実工事終期（予定の終期）」の日付欄については「令和一年 月 日」とすること。
- (2) 工事着手予定日は工事着手期限日以前の日付、実工事終期は工事完成期限日以前の日付であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者等）は、工事着予定日から実工事終期まで配置すること。
- (4) この届出書は、落札後契約締結までに三原市に提出すること。